

マドリッド協定議定書個別手数料一覧表

2018年6月14日現在

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
アイスランド (2017.1.13日)	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
	団体商標		団体商標	
	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
アイルランド (2015.7.4日)	1類まで	257	1類まで	262
	1類を超えた1類毎に	73	1類を超えた1類毎に	131
アフリカ知的所有権機関(OAPI) (2015.7.4日)	3類まで	639	1類まで	799
	3類を超えた1類毎に	131	1類を超えた1類毎に	160
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 追加手数料(類の数によらない)	208
アルメニア (2003.8.13日)	1類まで	221	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	22	1類を超えた1類毎に	22
アンティグア・バーブーダ(2017.4.9日)	類の数によらない	247	類の数によらない	114
イスラエル (2018.3.28日)	1類毎に	450	1類毎に	802
	1類を超えた1類毎に	338	1類を超えた1類毎に	677
イタリア (2015.7.4日)	1類まで	95	1類まで	63
	1類を超えた1類毎に	32	1類を超えた1類毎に	32
	団体商標		団体商標	
	類の数によらない	318	類の数によらない	191
インド(2018.1.11日)	1類毎に	148	1類毎に	148
インドネシア (2018.1.2日)	1類毎に	144	1類毎に	180
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	360
ウクライナ (2011.9.18日)	3類まで	429	類の数によらない	429
	3類を超えた1類毎に	86		
ウズベキスタン (2011.9.18日)	1類まで	1,028	1類まで	514
	1類を超えた1類毎に	103	1類を超えた1類毎に	51
	団体商標		団体商標	
	1類まで	1,543	1類まで	1,028
	1類を超えた1類毎に	154	1類を超えた1類毎に	103
英国 (2016.12.10日)	1類まで	227	1類まで	252
	1類を超えた1類毎に	63	1類を超えた1類毎に	63
エストニア (2015.5.11日)	1類まで	151	類の数によらない	188
	1類を超えた1類毎に	47		
	団体商標		団体商標	
	1類まで	203	類の数によらない	235
	1類を超えた1類毎に	47		
欧州連合 (2016.4.25日)	1類まで	897	1類まで	897
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	1,531	1類まで	1,531
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
オーストラリア(2016.10.28日)	1類毎に	263	1類毎に	300
オマーン (2011.6.9日)	1類毎に	484	1類毎に	727
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類毎に	1,211	1類毎に	1,453
ガーナ(2015.8.10日)	1類毎に	379	1類毎に	370

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
韓国(2009.4.13日)	1類毎に	233	1類毎に	266
カンボジア(2018.5.21日)	1類毎に	139	1類毎に	139
キューバ (2013.5.26日)	第1段階(出願料相当分) 3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に 第2段階(登録料相当分)※ 類の数によらない 団体商標 類の数によらない	274 91 320 91 82 82	3類まで 3類を超えた1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 3類まで 3類を超えた1類毎に	274 91 329 91 320 91 375 91
キュラソー島 (2016.2.14日)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	336 35 667 68	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	336 35 667 68
ギリシャ (2015.7.4日)	1類まで 1類を超えた1類毎に(*) 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に(*)	115 21 577 105	1類まで 1類を超えた1類毎に(*) 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に(*)	94 21 472 105
(* 1出願で10類を越える場合、10類を越えた類の手数料は不要)				
キルギス (2004.6.17日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	340 160	類の数によらない	500
ケニア (2014.6.12日)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	312 223 312 223	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	178 134 178 134
コロンビア (2018.1.1日)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	286 143 380 190	1類まで 1類を超えた1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類まで 1類を超えた1類毎に	155 76 212 104
ザンビア (2018.1.6日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	151 120	1類まで 1類を超えた1類毎に	502 402
サンマリノ (2018.3.8日)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	233 58 350 82	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	233 58 350 82
ジョージア (2012.1.19日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	314 115	1類まで 1類を超えた1類毎に	314 115
シリア(2018.1.25日)	1類毎に	473	1類毎に	473
シンガポール(2017.4.1日)	1類毎に	242	1類毎に	270

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
シント・マールテン島 (2014.12.1ヨリ)	3類まで	298	3類まで	298
	3類を超えた1類毎に	31	3類を超えた1類毎に	31
	団体商標		団体商標	
	3類まで	593	3類まで	593
	3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	61
ジンバブエ (2016.1.7ヨリ)	1類まで	97	1類毎に	78
	1類を超えた1類毎に	58		
スイス (2014.1.1ヨリ)	3類まで	450	類の数によらない	500
	3類を超えた1類毎に	50		
スウェーデン (2015.7.4ヨリ)	1類まで	260	1類まで	260
	1類を超えた1類毎に	102	1類を超えた1類毎に	102
タイ(2017.11.7ヨリ)	1類毎に	418	1類毎に	522
タジキスタン (2017.10.25ヨリ)	1類まで	373	1類まで	373
	1類を超えた1類毎に	29	1類を超えた1類毎に	29
中国 (2011.11.6ヨリ)	1類まで	249	1類まで	498
	1類を超えた1類毎に	125	1類を超えた1類毎に	249
	団体商標			
	1類まで	747		
	1類を超えた1類毎に	374		
チュニジア (2017.10.5ヨリ)	1類まで	109	1類まで	156
	1類を超えた1類毎に	14	1類を超えた1類毎に	33
デンマーク (2015.7.4ヨリ)	3類まで	330	3類まで	330
	3類を超えた1類毎に	84	3類を超えた1類毎に	84
トルクメニスタン (2015.9.13ヨリ)	1類まで	151	類の数によらない	380
	1類を超えた1類毎に	76		
トルコ (2017.4.30ヨリ)	1類まで	143	類の数によらない	140
	1類を超えた1類毎に	28		
トルコ (2018.7.14ヨリ)	1類まで	125	類の数によらない	122
	1類を超えた1類毎に	24		
ニュージーランド(2015.11.22ヨリ)	1類毎に	93	1類毎に	217
ニュージーランド(2018.6.2ヨリ)	1類毎に	102	1類毎に	239
ノルウェー (2015.6.6ヨリ)	3類まで	278	3類まで	314
	3類を超えた1類毎に	78	3類を超えた1類毎に	121
	団体商標		団体商標	
	3類まで	278	3類まで	314
	3類を超えた1類毎に	78	3類を超えた1類毎に	121
バーレーン (2016.9.7ヨリ)	1類毎に	1,710	1類毎に	1,710
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類毎に	2,105	1類毎に	2,105
フィリピン(2017.3.5ヨリ)	1類毎に	116	1類毎に	178
フィンランド (2017.8.1ヨリ)	1類まで	243	1類まで	243
	1類を超えた1類毎に	108	1類を超えた1類毎に	108
	団体商標		団体商標	
	1類まで	324	1類まで	324
	1類を超えた1類毎に	108	1類を超えた1類毎に	108
ブルガリア (2015.7.4ヨリ)	3類まで	327	3類まで	161
	3類を超えた1類毎に	21	3類を超えた1類毎に	32
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	3類まで	595	3類まで	322
	3類を超えた1類毎に	54	3類を超えた1類毎に	64
ブルネイ (2017.7.3ヨリ)	1類まで	196	1類毎に	143
	1類を超えた1類毎に	107		
米国(2017.1.14ヨリ)	1類毎に	388	1類毎に	291

新料金

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ベトナム(2017.3.8ヨリ)	1類毎に	161	1類毎に	143
ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ) (2018.1.12ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	275 42 424 42	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	297 53 541 53
ベラルーシ (2003.4.28ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に	600 50	類の数によらない	700
ボネール島、シント・ユースタティウス島、 サバ島 (2011.4.5ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	195 20 279 20	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	319 56 581 56
メキシコ(2016.11.5ヨリ)	1類毎に	149	1類毎に	160
モルドバ (2015.7.4ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	252 52 304 52	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	262 52 419 52
新料金 モロッコ(2018.7.13ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	250 50	1類まで 1類を超えた1類毎に	250 50
ラオス(2016.3.7ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	141 101	1類まで 1類を超えた1類毎に	141 101
日本 (2016.12.14ヨリ)	第1段階(出願料相当分) 1類まで 1類を超えた1類毎に 第2段階(登録料相当分)※ 1類毎に	108 82 269	1類毎に	371

※ キューバ、日本は個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に国際事務局へ個別手数料の第二段階部分の支払いが必要です。個別手数料の第二段階部分の納付がない場合には、これらの国の指定が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

注)最新情報はWIPOのホームページでご確認ください。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/index.html>

お問い合わせ先: 特許庁国際意匠・商標出願室
 電話: 03-3581-1101(代) 内線2671, 2672
 FAX: 03-3580-8033